

くらしと協同をたずねて

消費者の闘いが私たちに残したもの —鶴岡灯油裁判の足跡をたどる—

浮網 佳苗 (同志社女子大学 表象文化学部)

はじめに

このたび訪ねたのは、山形県鶴岡駅のすぐそばに位置する生活協同組合共立社である。この建物の2階に鶴岡灯油裁判資料室がある。鶴岡灯油裁判とは、厳冬期に灯油価格を不当に吊り上げ、利益を独占しようとした石油業界に対し、鶴岡生協の組合員が提訴し、その横暴に一石を投じた歴史的な消費者裁判である。この裁判の記録を後世に伝えることで、市民が協同することの重要性を広く知らせ、くらしを守る意識を高める場として、2010年10月に「鶴岡灯油裁判資料室」が開設された。

昨今の物価高は人々の生活を間違いなく苦しいものになっている。しかし、多くの人々はこの状況に対し、何もできず、ただ受け入れるしかないと感じているのではないだろうか。確かに、消費者は市場の力や巨大な業界を前に、無力で弱い立場にあると思われがちである。しかし、鶴岡灯油裁判は、そのような認識を根本から覆す出来事であった。

ここでは、鶴岡灯油裁判がどのような裁判であり、いかにして日本の消費者運動史にその名を刻む出来事となったのかを明らかにする。それによって、生協運動とは何かを改めて考え、現在直面する苦境に私たちはどのように向き合うべきかという問いに対する示唆を得る機会としたい。取材では、共立社の理事長渡邊一弥氏および土田

光恵氏にお話しを伺った。以下では、灯油裁判が起こった社会的背景を概観しながら、裁判の詳細を紹介する。



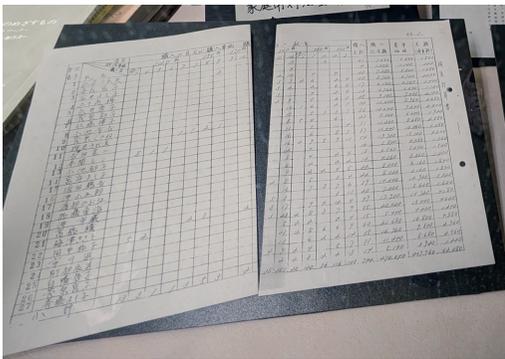
鶴岡灯油裁判資料室の様子

組合員のくらしが危機的状況に

1970年代のオイルショックは、原油価格の高騰によって世界経済を混乱に陥れ、日本においても人々の生活に深刻な影響を及ぼした。1972年から73年にかけて、北海道を皮切りに全国で灯油の供給が途絶え、その後、大豆、小麦、醤油、味噌、砂糖、トイレットペーパーなどの生活必需品が次々と店頭から消えていった。寒さのあまり肺炎を発症する子どもや、終日デパートやスーパーで暖を取る高齢者の姿も見られるなど、人々のくらしは危機的状況に追い込まれていた。

鶴岡生協¹⁾では、それまで灯油の共同購入を行っていたが、1973年3月以降、

供給が途絶えたり、厳しく制限されたりする事態となり、組合員が満足に灯油を手に入れることが難しくなった。生協の窓口には、「予約した灯油が届かない」という組合員の訴えが殺到し、混乱が広がった。やむなく高値で灯油を購入せざるを得なかった組合員も少なくなかった。それまで1缶250円程度だった灯油は、600円を超えることもあった。冬の鶴岡では、3月末まで気温が零下となることが多く、時には零下10度にまで冷え込む。こうした状況のなか、組合員たちは半缶の灯油を一升瓶で分け合い、病人や高齢者、乳幼児のいる家庭を優先して配分するなど、苦しい選択を迫られた。ストーブ1台を家族全員で囲みながら、わずかな灯油で寒さをしのぐ生活が続いた。厳しい冷え込みは健康にも深刻な影響を及ぼし、脳卒中の多発など、命に関わる事態へと発展した。灯油不足は、人々の生活を直接的に脅かしていたのである。



家庭用灯油帳簿台帳

こうした事態を受け、鶴岡生協は「石油パニック緊急対策本部」を設置し、灯油確保のための特別増資を実施した。さらに、値上がり前に購入した先買い商品を「カード制」によって組合員に供給するなど、さまざまな対策を講じた。しかし、これらはあくまで一時的な処置にすぎなかった。

やがて、生協の備蓄も底をつき、灯油確保は逼迫した状況となる。他の生協や業者を奔走し、なんとか一定量を確保することに成功したが、それだけでは十分ではなかった。そこで、通産省や元売企業の出光本社、石油連盟と交渉するため、鶴岡生協の代表が東京に赴いた。とくに出光本社に対しては、灯油を供給するよう粘り強く交渉にあたった。その甲斐あって、大量の灯油が鶴岡に届いたのである。

しかし、この出来事をきっかけに、組合員の間にはある疑念が広がった。「灯油は本当に不足していたのか」「どこかに隠されていたのではないかと」。さらに、石油業界がオイルショックの混乱に乗じて不当な利益を得ているのではないかという報道も相次ぎ、消費者の間で業界への不信感が一層高まっていった。

行政の対応について

自由主義経済のもとで生じる弊害を是正し、国民の生活を守ることは、本来、政治の重要な役割である。こうした状況下で、政府が何らかの対策を講じたと考えるのが一般的だろう。しかし、実際には政府はほとんど有効な対策を打ち出さなかった。それどころか、「石油節約運動」と称し、消費者に対して自動車の使用自粛や暖房の節約を呼びかけるにとどまったのである。

では、なぜ政府は積極的な対策を取らなかったのか。その背景には、大きく二つの要因がある。第一に、1960年代のエネルギー政策の転換が挙げられる。この時期、政府は国産石炭から安価な輸入石油への移行を推進し、家庭用エネルギーの主役は石炭から石油へと大きくシフトしていた。その結果、電気やガスなどのエネルギー供給

は法律によって安定供給の責任が明確に規定され、政府の管理下にあったのに対し、灯油はこうした規制の対象外となっていた。

第二に、通産省、元売企業、石油連盟が結託し、価格カルテルや生産調整を行っていたことも大きな要因である。官民が一体となって形成したこのカルテルは、国民の生活よりも業界の利益を優先する行政の姿勢を如実に示していた。

消費者による消費者のための裁判

マスコミ報道の広がり、業界の闇カルテルを証明する文書の入手、さらには業界の不当な値上げによる損害を弁償すべきだという機運の高まりを背景に、日本生協連は灯油を対象とした裁判によって業界の責任を問う方針を固めた。そのため、全国の地域生協に声をかけ、各地で訴訟を起こすことで全国的な運動へと発展させることを目指した。しかし、実際にこれに応じて裁判を提起したのは、鶴岡と川崎（後にながわ、現ユーコープ）の生協のみであった。鶴岡生協は地元の裁判所に、川崎生協は主婦連合会とともに東京高等裁判所に提訴した²⁾。全国の生協が訴訟に踏み切ることをためらうなか、なぜ鶴岡生協は裁判を決意することができたのか。その背景には、鶴岡生協ならではの強みがあった。

戦後、多くの生協では労働組合を通じた一括加入が一般的であったため、組合員としての意識が希薄になり、生協全体としての結束力も弱い傾向があった。一方、鶴岡生協では、一人一人の意思を確認したうえで加入をすすめた結果、組合員どうしのつながりが強まり、生協に対する信頼感も厚くなっていた。このような結束力こそが、裁判を起こすという決断を支えたので

ある。そのことを象徴するのが、最終的に1654名もの組合員が原告として名を連ねたという事実だ。これは当時の全組合員の約1割に相当し、消費者自らが立ち上がったこの裁判の意義を物語っている。

一審の不当判決と二審の歴史的勝利

1974年11月22日、原告1654名は石油元売企業12社と石油連盟を相手に総額3,833,528円（1人当たり平均2,000円）の損害賠償を求めて、山形地方裁判所鶴岡支部に提訴した。しかし、1981年3月31日に言い渡された判決は、請求を棄却するという不当なものであった。その理由はおおよそ次のような内容である。「各小売店の仕入価格の上昇が小売価格の上昇につながったことが証明されていない以上、たとえ違法なカルテルが存在したとしても、それによって消費者が損害を被ったという因果関係は立証されていない」と³⁾。

これに対し、原告代理人の宮本康昭氏は、小売店の仕入価格は企業秘密であり、消費者が知ることのできない情報であるにもかかわらず、その証明を消費者に求めるのは不可能な要求であると厳しく批判した。

当然のことながら、同日、ほとんどの原告が控訴の意思を表明し、同年4月14日には仙台高等裁判所秋田支部に控訴した。そして、原告の粘り強い取り組みが実を結び、1985年3月26日について原告の主張が認められ、請求金額のほぼ全額の支払いを命じる判決が下された。この判決において裁判官は、カルテルの存在を認め、被告側がカルテル以外の要因によって灯油価格が上昇したことを立証する必要があると結論づけたのである。これは消費者運動の歴史に残る勝利であった。



高裁での逆転勝利判決を報じる『生協ニュース』

高裁判決の後、消費者側からは上告を断念し判決を確定させるよう求める声が上がった。しかし、その数日後、被告である石油元売企業側が最高裁に上告。これを受け、原告側も石油連盟を相手に上告することを決断した。原告たちは、上告棄却や消費者の権利確立を求める署名運動を全国的に展開し、高裁判決の確定を目指してさまざまな取り組みを行った。

しかし、1989年12月8日に最高裁第二小法廷で言い渡されたのは不当判決であった。結果として、原告側の敗訴が確定したのである。判決では、石油業界によるカルテルの存在は認められたものの、物価上昇には複数の要因があるため、カルテルによって消費者が具体的な損害を被ったことを証明する責任は消費者側にあるとされた。この判断は、石油への依存を強める国のエネルギー政策に沿ったものであり、まさに政治的な付度が反映された判決だったといえる。

一方で、この最高裁判決に対しては、メディアや有識者から多くの批判が噴出した。また、消費者側の主張が一部認められたことで、業界によるカルテルの実態が公に明るみになった点も見逃せない。消費者

の運動と裁判が一体となって、消費者運動全体の前進に貢献したことは疑いのない事実である。

普通の人々がつくる裁判のかたち

最高裁での不当判決という結果に終わったものの、一連の裁判は結果で語ることでできない、極めて大きな意味をもつものであった。なぜなら灯油裁判は、「主婦が主体の裁判」といわれるように、普通の生活者が試行錯誤を重ねながら作り上げていったものだからである。

原告たちは、学習会を開催し、裁判について徹底的に学んだ。法廷では裁判官からの妨害や野次に屈することなく原告自身の言葉で語った。そこには原告全員で準備し総括するという極めて手間のかかるプロセスがあった。さらに、傍聴に訪れた人々は、裁判所の高圧的な態度——正面玄関からの出入りの制限や、メモを取ることを足を組むことなどの禁止——に直面した。しかし、原告たちが改善を要望する交渉を続けた結果、裁判のあり方そのものも開かれたものへ変化していった。それは原告一人一人がしっかりと関わり合いながら紡ぎ出した裁判のかたちであった。

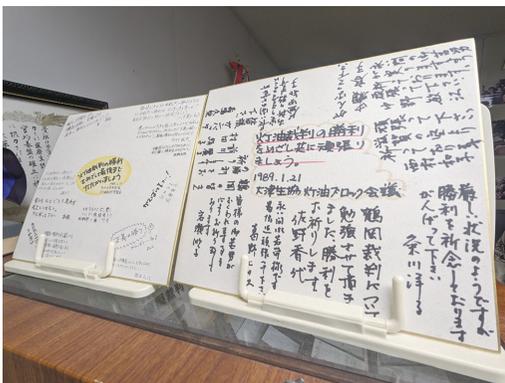
原告たちは、専門家まかせにするのではなく、自ら調べ学習することを繰り返し、主体的に裁判に関わったからこそ、強い信念をもって、大変な道のりでもめげることなく、むしろ、面白いとさえ思いながら取り組むことができた。この主体性が発揮できたのは、まぎれもなく原告全員が組合員であるという事実表れているように、裁判自体が生協運動そのものだったからに他ならない。

灯油裁判は全国の消費者の支援のもとで

すすめられ、学習会や集会在各地で開催された。原告たちはそのなかで講師を務め、裁判の報告と支援の訴えを行い、消費者全体を味方にする事ができた。また、裁判の様子は、組合員だけでなく一般の人々も目にする『生協ニュース』のなかでも報じられ、広く市民に知ってもらう事ができた。こうした多くの人々による注目と支援が裁判の継続に大きく寄与したことはいうまでもない。



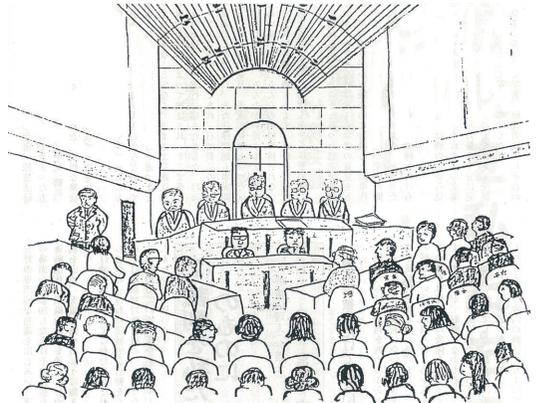
公判の前後に開かれた学習会の様子
（『消費者は勝利した』18頁）



全国からの力強い応援メッセージ

最高裁判決後の法改正

原告が敗訴した一審と最高裁で議論に



原告の金山喜久子氏が描いた最高裁口頭弁論の風景
（『消費者は勝利した』30頁）

なったことの焦点が消費者側の立証責任である。最高裁は、カルテルが要因となって価格が上昇し、消費者が損害を受けたことを消費者自身が証明しなければならないと結論づけたが、その背景には、損害を受けた側に立証責任があると考えた当時の民法の解釈も影響していた。

灯油裁判が行われていた時期に、民事訴訟法全体の改正の動きが起こり、最高裁判決から7年後の1996年に損害額認定制度を定めた第248条が成立したのである。すなわち、損害額の立証が難しい場合には、裁判所が相当の損害額を算出することが可能となったため、消費者が立証する必要がなくなったのである。長い時間はかかったが、ここに来てようやく原告の主張が認められた。

当時の代理人である宮本氏によれば、第248条の損害額認定制度の導入は、鶴岡灯油裁判が契機になったそうだ⁴⁾。言い換えれば、灯油裁判によって消費者が闘っていなければ、損害額認定制度という消費者の権利を守るための極めて重要なしくみが不在の状態が続いたことになる。裁判に関わっていた地元の女性弁護士曰く、この制

度の導入は消費者が裁判を起こしやすくなり、不当判決を受けることもなくなるという実に大きな成果をもたらしたという。その意味でも灯油裁判は広く消費者を守るための基盤形成に貢献したといえる。

おわりに

取材当日は、暴風雪が吹き荒れ、身に染みる寒さだった。このような厳しい気候のなかで暖を取れない状況を想像するだけで、恐ろしくなる。しかし、今回の取材を通じて、協同のもつ力の大きさを改めて実感し、心に熱いものが込み上げてきた。歴史は偉人や権力者だけによって築かれるものではない。むしろ、多くの歴史は、こうした普通の人々の営みによって紡がれてきたと言っても過言ではない。普通の人々のあゆみを知り、そこから学ぶことにこそ、私たちが過去を振り返る本当の意味があるのではないだろうか。

理事長の渡邊氏によれば、最高裁判決から30年以上が経過した現在、若年世代はもちろん、年配の組合員でさえも「鶴岡灯油裁判」という名称を聞いたことはあっても、その詳細をほとんど知らないという。共立社は2025年に創立70周年を迎えるにあたり、組合員向けの情報誌にその歴史を掲載するなど、過去を学ぶ機会を提供している。しかし、裁判を経験した当事者が次第に不在となるなかで、いかに次世代へ語り継いでいくかが大きな課題となっている。

一方で、資料室の土田氏からは希望を感じるエピソードも伺った。先日、上掲の最高裁法廷の様子を描いた金山氏が逝去されたが、金山氏の娘や孫は、彼女が裁判で闘ったことを知っており、そのことを誇りに思っていたそうである。かつて組合員た

ちが示した闘志と思いは、確実に次世代の心に響き、さまざまな形で受け継がれていくであろう。そして、それを強く願わずにはいられない。

【謝辞】

このたびの取材に快く応じてくださった渡邊理事長、土田様、そして取材後に法律に関する質問に丁寧にお答えいただいた宮本弁護士に、心より御礼申し上げます。

【参考文献】

- 灯油裁判対策会議編『ドキュメント 主婦たちの灯油裁判』花伝社、1989年。
『消費者は勝利した——灯油裁判をふりかえって』（パンフレット）。
『「消費者の権利確立」をめざして——鶴岡灯油裁判の記録』、2011年（生活協同組合共立社制作DVD）。
最高裁判所判例 昭和60（オ）933。
権敬殷「独禁法上の損害賠償請求訴訟における損害額認定制度の活用——日本と韓国の比較を中心にして」『一橋法学』14-2、2015年、697-739頁。

注

- 1) 生活協同組合共立社は10地域生協からなる連邦制をとっており、その前身となるのが1955年に創立した鶴岡生協。1979年に生活協同組合共立社に名称変更した。
- 2) 鶴岡の裁判は、民法の不法行為に関する賠償責任の規定を根拠としていたのに対し、東京の裁判は独占禁止法に基づいていた。前者が民法を根拠に地方裁判所へ提訴されたのは、消費者自身が居住地で裁判をすすめ、主体的に訴訟に関わることが重要だと考えられたためである。
- 3) 同年7月17日、東京高等裁判所においても、「請求棄却」という、消費者ではなく、政府と大企業の利害に寄りそった不当判決が下された。
- 4) 最高裁判例（昭和60年（オ）933、16-19頁）によると、二人の裁判官が消費者による損害額の立証の困難さを指摘している。宮本氏は、この指摘が契機となり、損害額認定制度の導入へとつながったと述べている。